

歌舞伎エナジー株式会社 電気供給条件書

本書では電気小売契約を締結するにあたり重要な事項を説明しております。
その他、約款等については当社ホームページに掲載されている内容を必ずご確認ください。

電気事業法に基づきご利用に関する供給条件の説明、契約締結前および契約締結後の書面の交付がインターネット等を通じて閲覧またはメール送信により行われることについてあらかじめ承諾いただきます。

1. お申込み方法

あらかじめ当社の電気需給約款等の供給条件を承認の上、当社ホームページ等から当社所定の様式によりお申込みいただけます。また当社が業務委託契約を結ぶ販売員によるお申込みを受け付ける場合もございます。

2. 電気の需給開始予定日等

他の小売電気事業者から当社に電気小売契約を切り替える場合の需給開始予定日は、お客さまからお申込みをいただいた後、一般送配電事業者および新旧小売電気事業者において切替手続が完了した日から1営業日に2暦日を加えた日以降の次の検針日からとなります。ただしスマートメーターへの取替工事が必要となる場合は、切替手続が完了した日から原則8営業日に2暦日を加えた日以降の次の検針日からとなります。なお詳しい供給開始日はご利用開始日のお知らせにて通知いたします。

※当社が通知したご利用開始日までにスマートメーターへの切替工事が完了しない場合、アナログメーターによる電気のご利用が開始されます。

3. 供給電力および供給電力量の計測方法並びに料金調定の方法

電気料金は、一般送配電事業者にて検針した使用電力量等に基づき、当社が別途定める料金表にて計算いたします。なお電気料金の算定期間は前月の検針日から翌月の検針日の前日までの期間といたします。料金の算定期間中に契約の開始や解約等があった場合は日割計算をいたします。計量器の故障等によって使用電力量を正しく計量できなかった場合には、料金の算定期間の使用電力量は、お客さまと当社との協議によって定めます。

4. 工事費および工事に関するご注意

お客さま宅の計量器がアナログメーターの場合は、スマートメーターへ取り替える必要がございます。こちらの取り替えにかかる費用はございませんが、お客さま都合による設備変更等により、工事費が発生する場合には当社もしくは一般送配電事業者により費用を請求させていただく場合がございます。本取替工事の際、お客さまの土地または建物への立ち入りおよび工事を実施いたします。取替工事は一般送配電事業者にて行います。その際、原則事前に一般送配電事業者よりご連絡いたしますので、ご家族の皆様にもお伝えいただけますようお願い申し上げます。また、工事連絡時に歌舞伎エナジーのお申込みに伴う工事であることは告げられない可能性がありますのでご承知おください。本取替工事の際お客さまの工事立ち会いの必要はございません。また、数分から数十分程度の停電が発生する場合がございます。

託送供給約款に基づいて工事費負担金等、お客さまに電気を供給することに関連して一般送配電事業者から請求を受けた費用は、当社は請求を受けた金額に相当する金額を工事費負担金等相当額としてお客さまから申し受けます。一般送配電事業者または一般送配電事業者が委託した事業者が、法令で定められている調査や検針時等に、お客さまの土地または建物に立ち入らせていただく場合がございます。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。一般送配電事業者の電気工作物(電気の引込線や計量器等)やお客さまの電気工作物に異常、もしくは故障がある場合は、すみやかにお客さまより一般送配電事業者にご連絡をお願い申し上げます。

5. その他費用について

①歌舞伎エナジーのご利用料金の請求は通常オンライン請求となります。紙請求書の発行を希望される場合、『紙請求書発行手数料』といたしまして330円(税込)請求させていただきます。

②その他請求書の再発行等で書面によるお知らせを希望される場合は、お知らせの発行に伴う費用に相当する金額を申し受けます。

③当社は、お客さまが電気を不正に使用し電気料金の支払いを免れた場合、支払いを免れた金額の3倍に相当する金額を違約金として、お客さまに請求させていただきます。

④電気料金の支払期日を過ぎてなお支払われない場合には、支払期日の翌日から支払いの日までの期間の日数に応じて延滞利息(12%/年)が発生いたします。

6. お支払い方法

料金については、毎月、工事費負担金等相当額、その他についてはそのつど、当社が指定した金融機関等を通じてお支払いをお願いしております。

お支払い方法は①クレジットカード、②口座振替でのお支払いをお願いしております。クレジットカード・口座振替のお手続きをされず、振込によるお支払い(コンビニエンスストア払い)になった場合、『電気料金等払込取扱票発行手数料』660円(税込)と『電気料金等払込取扱票お支払い手数料』の220円(税込)が発生いたします。

7. ご契約に関する注意

①ご契約成立日およびその期間

ご契約成立日はお申込みを当社が受諾した日となり、契約期間は、供給開始日から次の検針日までとなり、お客さまと当社のいずれかから別段の意思表示がない場合は、契約期間満了後も同一条件で自動継続されるものといたします。

②お申込みを撤回される場合の条件

お申し込みを撤回される場合、当社まで必ずご連絡ください。歌舞伎エナジーへの切替日以降にご連絡いただいた場合、元の小売電気事業者に戻られるためには、お客さま自ら、元の小売電気事業者に新規ご契約手続きを行っていただく必要がございます。この場合、当社への切替日以降、元の小売電気事業者に戻られるまでにご使用された電気料金については、当社にお支払いいただけます。またお申込みを撤回し無契約の状態ですと電気のご供給が停止する恐れがございます。

③お申込みの解除、契約の変更・解除の際の連絡先

次頁カスタマーサポートまでお問い合わせください。なお、お客さまが、契約容量等を新たに設定し、または増加された日以降1年に満たないで電気の使用を廃止しようとし、または契約容量等を減少しようとする場合において、当社が託送供給約款に基づき一般送配電事業者から料金の精算を求められた場合は、その精算金をお客さまに支払っていただきます。

④現在ご契約の小売電気事業者の解約に伴う違約金その他お客さまの負担について

お申込み前に、現在ご契約の小売電気事業者の解約に伴う場合は、以下のような不利益事項が考えられますので、現在ご契約中の小売電気事業者様にご確認ください。

A. 違約金の発生(複数年契約等の場合) B. ポイント等の失効 C. 複数商品による割引制度の終了等

8. 当社からのご契約の解除について

お客さまが次のいずれかに該当する場合には、当社は電気小売契約を解除する場合がございます。

- ①一般送配電事業者により電気の供給を停止されたお客さまが当社の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合
- ②お客さまが料金または他の電気小売契約の料金を支払期日を経過しても、なお支払わない場合
- ③お客さまが料金以外の債務(延滞利息、違約金、工事費負担金その他電気小売契約から生ずる金銭債務をいいます)を支払わない場合
- ④お客さまが電気需給約款、その他関連約款等に違反した場合
- ⑤電気小売契約中の電気料金その他の債権債務は、電気小売契約の解約によっては消滅することはありません。

9. 契約電力、契約電流および契約容量について

- ①契約電流は 10、15、20、30、40、50、60 アンペアのいずれかとし、当社とお客さまとの協議によって定めます。
- ②契約電力は契約上使用できる最大電力(キロワット)をいいます。
- ③契約容量は 6 キロボルトアンペア以上 49 キロボルトアンペア以下といたします。契約容量は主開閉器契約の定格電流に基づき契約容量の算定方法により算定された値といたします。

10. ご利用料金の計算方法

①歌舞伎エナジーの電気料金は以下の方法で計算されます。契約種別および料金に関する詳細事項は、別紙の料金プラン表をご覧ください。

| | | | | | | |
|---------------------------------------|---|---------------------------|---|---|---|---|
| 基本料金 ご契約電流、容量もしくはピーク電力により決定 | + | 電力量料金 ご使用量×料金単価 | + | 電源調達調整費¹⁾ 燃料費調整額+調達調整費 | + | 再生可能エネルギー発電促進賦課金²⁾ ご使用量×再生可能エネルギー発電促進賦課金単価 |
|---------------------------------------|---|---------------------------|---|---|---|---|

- 1)電源調達調整費は、燃料費調整額及び調達調整費によって算出されます。燃料費調整額は一般送配電事業者の燃料費調整額と同様の計算式で算出し、調達調整費は日本卸電力取引所のスポット市場取引におけるエリアプライス等に応じて当社が還元または追加請求を行う調整費をいいます。
- 2)再生可能エネルギー発電促進賦課金は、「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」によって電力の買取りに要した費用を、電気をご使用のお客さまに、電気のご使用量に応じてご負担いただくものです。詳細は、当社の電気需給約款別表をご覧ください。

11. 電気料金の変更

当社は毎月電力料金表等を変更することができるものとし、当社電気需給約款の規定に則り、毎月当社ホームページ等の当社が適切と判断した方法により公表します。また、従前の電気需給約款または電気供給条件書の記載にかかわらず、以下の各号に定める場合を含み、料金改定の理由および内容等に応じて当社が適切と判断する時期までに、当社が適切と判断した方法により公表し、変更できるものといたします。

- イ. 天災・戦争・暴動又は内乱があったとき
- ロ. 我が国における資源・エネルギー政策の大幅な変更、電気事業法及びその関連法、監督官庁によるガイドライン等の変更等が発生したとき、その他、国・地方公共団体その他の公的機関の命令・指示又は行政指導があったとき
- ハ. JEPX 等の利用不能が生じたとき、その他、JEPX 等調達価格が当社の想定を著しく上回り変動したとき
- ニ. 事故その他の原因による送配電網の利用不能となったとき
- ホ. 当社または当社が当該業務を委託する第三者の委託する電気需給管理会社の責による契約履行不能があったとき
- ヘ. 当社の想定を著しく上回る経済市況の変動があったとき
- ト. 契約締結に際して当社へ提供されたデータ及び前提条件と実態に乖離があったとき 前各号に挙げるもののほか、当社の責に帰することのできない事由により料金を変更することが相当となったとき

12. その他

- ①供給電圧：「低圧 100V/200V」
- ②周波数：北海道・東北・東京エリア：50Hz、中部・北陸・関西・中国・四国・九州エリア：60Hz
- ③お客さまは、当社が、電気需給約款、各種説明書、各種案内等(これらの変更も含まれます。)を、書面の交付(郵送)に代え、電子メールの送信または、当社ホームページへの掲載、その他の情報通信の技術を利用して行うことにより、お客さまにお知らせすることをご承諾いただきます。また、電気需給約款、各種説明書、各種案内等の変更を行う場合、変更とならない事項についてはお知らせを省略することがございます。
- ④本書に記載のない事項の取扱いは、当社が別途定める電気需給約款によります。電気需給約款は当社ホームページからご確認いただけます。
- ⑤電気需給約款を変更する場合は、当社が適切と判断した方法によりお客さまへ変更内容をお知らせいたします。料金その他の供給条件は変更後の電気需給約款に準じます。

13. お問い合わせ先※でんきに関するお問い合わせおよび契約の変更・解除のお申出は、お客さま専用カスタマーサポートセンターへ

歌舞伎エナジー株式会社 (小売電気事業者登録番：A0154)

所在地：東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

ホームページ：<https://kabuki-energy.co.jp/>

電話番号：03-6821-0015

Eメールアドレス：support@kabuki-energy.co.jp

(受付時間：平日午前10時～午後5時※土日祝祭日を除く)